

## 再就職給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者の基準及び同意条件

### 1 再就職給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者の基準

再就職給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者（「同意職業紹介事業者等」という。）は、次の(1)～(3)の基準を満たす者であること。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条第1項の有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）
- (2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号イの計画対象被保険者（以下「再就職援助計画対象者」という。）又は同項第2号イの支援書対象被保険者（以下「求職活動支援書対象者」という。）の再就職の実現までを支援するものであること。
- (3) 4の同意条件に同意している者

### 2 同意条件

再就職給付金を取り扱うための同意条件は次の(1)及び(2)とする。

- (1) 雇用給付金又は再就職給付金を取り扱う場合に共通する条件
  - ① 雇用関係助成金制度の適正な運用
    - ア 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
    - イ 雇用関係助成金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）による雇用関係助成金の不正受給の幫助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。
    - ウ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
    - エ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。
  - ② 同意制度の適切な手続
    - ア 当該職業紹介事業者等の利用者（今後利用する予定の者を含む。以下「利用者等」という。）から求めがあった場合に、その求めに応じ、再就職給付金取扱事業者証又はその写しを提示すること。
    - イ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。

- ウ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。
- エ 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、雇用関係助成金の取扱いが無効となること。

また、無効となった場合又は6(6)に該当する場合は、速やかに再就職給付金取扱事業者証を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。

## (2) 再就職給付金を取り扱う場合の条件

- ① 事業主に対して、再就職給付金の制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
- ② 申請事業主に対する「退職コンサルティング」(※1)を、職業紹介事業者自ら又は他の会社等との「連携」(※2)によって行わないこと。
- ③ 申請事業主から受託した再就職支援の対象者であって再就職給付金の支給対象となりうる者(以下「支給対象者」という。)に対して、委託契約の日の翌日以降、支給対象者の離職の日の翌日から起算して6か月(再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日において支給対象者が45歳以上であるときは9か月)を経過する日(以下「助成対象期限」という。)までの間に再就職が実現できるように、職業相談、職業相談等の再就職支援を積極的に行うこと。
- ④ 支給対象者の再就職状況については、次によって把握を行い、再就職が実現した場合は、再就職支援を受託した申請事業主に対して、速やかに、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行って報告すること。
  - a 助成対象期限までの間は、支給対象者の求職活動とその成否を確実に把握すること。
  - b 職業紹介事業者自身による職業紹介の成否のみならず、支給対象者自身の求職活動の結果についても把握をすること。
  - c 再就職が実現した場合は、その再就職先の事業所名、企業規模、採用時の賃金、雇用形態、職種及び再就職経路等について把握すること。
- ⑤ 次の事項について、事業主管轄労働局長に対して定期的に報告すること。また、報告された内容について、厚生労働省が厚生労働省のホームページにおいて公表することについて了解すること。
  - a 支給対象者への再就職支援に係るサービス内容
  - b 支給対象者の再就職率(支給対象者のうち助成対象期限までに雇用保

険一般被保険者（※3）又は高年齢被保険者（※4）として再就職できた者（以下「再就職者」という。）の割合）

- c 再就職者のうち、再就職先の状況が一定基準（無期雇用のフルタイムかつ再就職先の賃金が離職前の8割以上）を満たす者の割合
  - d 再就職支援の委託契約料の支払時期等（委託契約直後と再就職実現後の支払額の割合。例えば、「委託契約直後に支払総額の50%を支払い、再就職実現後に50%を支払い」など）
- ⑥ 申請事業主との間で行う再就職支援の委託契約において、可能な範囲で次の点を満たすように努めること。
- a 再就職支援の委託契約料の支払いについて、委託契約直後の支払額を支払総額の50%未満とすること。
  - b 再就職者の雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く。）であり、かつ再就職先の賃金が離職前の8割以上であった場合、委託料を5%以上割増とすること。

※1 「退職コンサルティング」とは、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定し当該再就職援助計画の認定を公共職業安定所に申請又は当該求職活動支援基本計画書を都道府県労働局に提出する日以前に、再就職支援を受託する職業紹介事業者又は当該事業者と連携した会社等が申請事業主に対して行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援（対象者の選定基準の設定を含む。）をすること、③実施方法（対象者との面接方法を含む。）のコンサルティング（相談・助言・研修、マニュアル・参考資料の提供等）をすることをいう。

それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、事業主からの依頼があったか否かを問わない。

なお、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定される前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形で行われる、再就職給付金の対象者が具体的に決定した後に行うこととなる再就職支援サービスや再就職給付金の内容の説明・情報提供は含まない。

※2 この「連携」とは、再就職給付金を受給しようとする事業主から再就職支援を受託する職業紹介事業者と、当該事業主に対して退職コンサルティングを実施する会社等（職業紹介事業者の関連会社であるか否かを問わず、弁護士や社会保険労務士など個人を含む。）との間で、退職コンサルティングの受託やその実施に係る情報の交換又は再就職支援の受託やその対象者の増加に係る情報の交換が行われることをいう。なお、その情報の交換は、文書、電話、メール等の手段のいずれかを問わない。

※3 週20時間以上、31日以上の雇用契約の場合に雇用保険一般被保険者の資

格取得ができる。

- ※4 週 20 時間以上、31 日以上の雇用契約の場合であって、年齢が 65 歳以上の場合に高年齢被保険者の資格取得ができる。